

相模原市監査委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年7月5日に実施した消防局及び消防署の定期監査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年8月9日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 加藤明德

同 寺田弘子

1 監査対象事務

各事業の委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成28年4月5日から同年7月5日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成28年7月28日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 消防総務課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、消防局庁舎総合管理委託において、次のような不適正な事例が見られた。</p> <p>(ア) 庁舎内で使用する飲料水の水質検査について、仕様書では「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条に基づく」と規定されており、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)により定期に実施する飲料水水質検査(以下「水質検査」という。)で必要とされる検査項目は16項目となる。</p> <p>しかしながら、契約当初に相手方から提出された業務内容ごとの月額を記載した月額表、水質検査終了後提出された業務報告書及び請求書における検査項目数は、平成27年9月分は16項目となっていたが、平成28年3月分は10項目となっていた。さらに、業務報告書に添付さ</p>	<p>平成28年4月5日から平成28年7月5日にかけて実施された定期監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回、このような不適正な事務処理に至った責任の所在は、管理監督者をはじめ、担当職員にあり、監査結果を極めて重く受け止めております。</p> <p>原因としては、月額表、業務報告書及び請求書の記載内容について、担当職員から決裁者まで、所属職員の契約事務への意識及び知識が不足していたことに加え、管理監督者をはじめ、課内におけるチェック体制が十分に機能していなかったことから生じたものであり、それぞれが責任を持って果たすべき確認行為を怠ったことによるものです。</p> <p>また、昨年6月の緊急事務点検において、監査における指導事例が点検項目として明記されながら、十分な点検ができず今回指摘の点を見逃ごしてし</p>

れた水質検査成績書により実際に検査された項目を確認したところ、いずれも11項目となっていた。

(イ)平成27年9月及び平成28年3月に受託者が実施した水質検査の検査項目数はいずれも11項目であったにもかかわらず、水質検査分として平成27年9月分は3万円、平成28年3月分は2万円が含まれた請求書が提出され、そのまま支払が行われていた。

イ 救急課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、応急手当普及啓発事業委託において、次のような不適正な事例が見られた。

(ア)相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。

(イ)委託料の精算に当たり、精算金額の根拠となる精算報告書に車両費、消耗品費、保険料について執行した内容の詳細が記載されていないにもかかわらず、概算で支払った金額と同額で精算が行われていた。

委託料に関する事務については、これまでの定期監査において不適切な事

まった事によるものであり、職員として適正な事務処理を行うという基本的な意識が不足していたもので、非常に深く反省をしております。

今回の定期監査結果の対応につきましては、消防局庁舎総合管理委託において、適正に事務を執行するよう、平成28年6月1日に、誤りがあった月額表を適正な飲料水水質検査項目数を記載した月額表に改めるとともに、不足していた5項目について追加検査を実施し、平成28年6月8日には飲料水水質検査の追加検査の報告書の提出があり、全て適合していたことを確認しました。

また、平成28年7月より、月初めに毎月行っている朝礼の際、所属長から適正な事務処理についての注意喚起を行うようにいたしました。

現契約書については、飲料水水質検査項目をわかりやすい内容とするため、具体的な数量などを記載した覚書を平成28年6月21日付けで委託業者と取り交わしました。また、次回の契約締結時におきましても、具体的な数量などを仕様書に記載し、わかりやすい内容に改めてまいります。

平成27年9月分の支払については、16項目と11項目の差の5項目分を過払分といたしまして、平成28年6月21日に委託業者が過払分を納

務処理が散見されたことから、市においては昨年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、適正な事務執行に向けた取組が求められていた。また、監査委員としてもこうした事態を憂慮し、昨年10月には市長へ「不適切な事務処理の防止に関する要望書」を提出したところである。

もとより契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方の意思を確認する行為であり、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じること等を防止するため適正に契約に関する事務を執行することは当然のことであり、とりわけ検査検収についての規定は、契約の適正な履行を確保し、公金を支出する上での重要な根拠となるものである。

また、委託料の支払において、概算払はあらかじめ概算額の全部又はその一部を債権者に支払い、債務金額が確定したときに精算する支出の特例である。その支払に当たっては履行の正確を期すとともに、概算で支払う額は厳に必要な限度にとどめるようにしなければならず、業務履行後の迅速かつ正確な精算が必要であることは言うまでもない。

しかしながら、今回の定期監査において、依然として契約事務の不適正な

め、返金処理をいたしました。

また、消防局庁舎総合管理委託の執行事務における検査検収用のチェック表を平成28年6月21日に新たに作成いたしまして、月額表、業務報告書、請求書等が適切に記載されているか、正しく実施されているか複数職員で確認できるよう、チェック体制の強化を図りました。

消防総務課が消防局における庶務担当課として、指導的立場にあることから、今回の定期監査における指摘を大変重く受け止めております。

今回の不適正な事務処理が生じたことについては、平成28年7月25日の局連絡会議におきまして、消防局長から各所属長に対して、管理職としての職責を十分に果たし適正な事務処理を徹底するよう訓示を行いました。

さらに、今回の不適正な事務処理についての再発防止策として、建物管理業務、関係法令の理解を高めるため、平成28年7月27日に消防総務課担当職員をはじめ、分署長等を対象に、庁舎管理業務及び関係法令に関する講習会を開催し、講習会で得た知識を職場内でも共有できるよう、講習会受講者から職場内の職員全員に周知するようにいたしました。

今後につきましては、職員一人ひとりが責任を持ち、庁内の適切な事務処

事例が見られたことは大変遺憾である。

これらのことは、基本的事項である業務の履行確認や委託料の支払について、十分な確認を行わないまま契約事務が執行されていることが原因であり、消防総務課及び救急課において、適正に事務を処理するという意識が欠如しているとともに、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

今回このような不適正な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を深く認識し、契約書約款、仕様書等関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。【消防総務課・救急課】

理に向けた全庁的な指示事項等の周知があった場合にも、その都度、局内打合せ等において伝達を行い、二度とこのようなことを起こさぬよう、局内全体で適正な事務執行に取り組んでまいります。【消防総務課】

今回、このような不適切な事務処理に至った責任の所在は、管理監督者、財務担当者及び契約担当者であり、今回の指摘を非常に重く受け止めております。

原因としては、事務処理過程における当該委託契約の契約書類や履行業務内容の確認作業が不十分であったこと、また、再三再四にわたる契約事務の適正な執行に係る全庁的な注意喚起及び昨年6月の緊急事務点検においても、監査における指導事例が点検項目として明記されながら、十分な点検ができず今回指摘の点を見逃してしまった事によるものであり、職員として、正確に事務処理を行うという基本的な意識が欠如していたもので、非常に深く反省しております。

今回の定期監査結果への対応につきましては、平成27年度の委託料の各項目について精査した結果、講習会については、予定回数を適正に実施されていたことを確認しました。

また、車両費、消耗品費及び保険料の執行につきましては、見積額と比較し各項目での金額の変動はございましたが、委託料の範囲で執行され、精算されていたことを確認いたしました。

平成28年度の契約につきましては、履行状況の確実な確認のために必要となる検査検収の規定を追加し、毎月の報告書において、履行状況の確認及び検査検収が適正に行えるように改めました。

なお、当該契約については、概算払による委託料の支払いでございますので、平成28年度の見積金額について、詳細な内訳の確認を実施し、適正な見積であることを確認いたしました。

また、相手方から提出される月々の報告書について、車両費及び消耗品費の執行状況、払出状況などの詳細が確認できるよう報告様式を改め、平成28年4月分からこの報告書により履行確認を行っております。

また、平成28年6月20日に報告書受領時のチェックリストを作成いたしまして、複数職員で確認し、決裁処理を行うよう、事務処理過程における確認作業を強化し、適正な精算を実施できるよう改めました。

このような不適切な事務処理の再発防止策として、契約事務に対する職員

の知識向上のための研修を、平成28年6月21日に実施し、契約事務に関する知識の再確認を行いました。

また、当該研修の場において、課長から課内職員に対し、契約事務執行時の契約内容の確認など、全ての事務執行時において確認作業を行うこと、業務に必要な知識を習得し、正確な事務処理を行うことなどについて指導を行いました。今後も契約事務に関する知識向上を図るため、外部団体での契約事務研修などを受講し、課内に内容を周知してまいります。

今後につきましては、庁内の適切な事務処理に向けた全庁的な指示事項等は、その都度所属職員全員が十分理解し実践しているか確認するとともに、再発防止策に基づき契約事務に対する職員の知識向上及び契約事務の適正な執行について、引き続き課内一丸となって取り組んでまいります。【救急課】

1 監査対象事務

消防法の規定に基づく査察（立入検査、違反処理及び火災予防のために必要な措置）に関する事務

2 監査の日程

平成28年4月5日から同年7月5日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成28年7月28日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>立入検査の結果、指導を行った事項について、回答書の提出状況を調査したところ、回答書が未提出となっている事例が多数見られた。</p> <p>回答書は、相模原市火災予防査察規程(平成22年消防局訓令第8号)第29条により規定され、立入検査の結果指導を行った事項に対し関係者が改善計画又は改善状況を消防署長へ報告するもので、違反の是正促進のための基本となるものである。</p> <p>火災を予防し、違反を早期に是正するため、違反対象物の関係者へ指導を継続するとともに、査察に関する事務の進行管理を徹底するなど是正促進に取り組まれない。【各消防署査察指導課・警備課】</p>	<p>平成28年4月5日から平成28年7月5日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>回答書未提出の防止及び違反是正の促進に関しましては、平成28年7月12日に、「平成28年度違反是正特別対策の実施について」の署長通知を発出し、違反対象物の関係者への指導継続及び査察執行管理の重要性について周知・徹底を図りました。</p> <p>また、予防査察業務に携わる署員全員に、平成28年6月29日から同年7月27日までに計9回、署内研修を実施し、査察執行管理及び違反是正指導の重要性について共通認識を図りました。</p> <p>次に、再発防止策といたしましては、違反是正促進に関する事務処理手順をわかりやすく、また、効率化する</p>

ため、平成28年7月12日に周知した「査察執行管理マニュアル」を活用し、署員全員が共通認識のもと、迅速かつ的確な事務処理を行うよう改めました。

また、査察執行管理者及び副査察執行管理者による進行管理のチェック体制の強化を図り、毎月違反是正状況の報告を求め、査察執行管理者等が回答書の提出状況等を確認するよう改めました。

今後につきましては、効果的、効率的な予防査察業務を実践し、違反の早期是正に向け、より一層の推進を図ってまいります。【相模原消防署査察指導課・警備課】

回答書未提出の防止及び違反是正の促進に関しましては、査察執行管理者等への研修を実施し、周知・徹底を図るとともに、統一した査察執行管理表を作成し、全職員がこれを情報共有し、チェック体制の強化を図り、消防法令違反の是正促進に取り組んでまいります。

初めに、研修についてでございますが、査察の進行管理の徹底を期するため査察執行管理者を対象とした研修を平成28年7月4日及び12日に実施し、査察業務の重要性、違反是正促進の手順等を再確認いたしました。

次に、違対象物の関係者への指導の継続にあたって、統一した査察執行管理表を作成し、全職員による情報の共有化及び査察執行管理者等による事務の進行管理の徹底を図りました。具体的には、平成27年度実施の未是正対象物について、査察執行管理表をもとに平成28年7月12日から18日の間に回答書未提出の関係者に対して是正促進を実施いたしました。平成28年度査察計画対象物につきましても、平成27年度未是正対象物と同様、促進及び是正に努めてまいります。

また、警備課の作成した立入検査結果報告書について、査察指導課が指導事項、消防OAシステムの入力状況及び査察執行管理表を確認の後、合議欄に押印することとし、警備課と査察指導課の連携強化を図りチェックの精度を向上させました。

今後につきましては、適宜、研修等を実施し、査察業務の重要性、違反是正促進の手順等の共通認識を図り、事務の執行管理を徹底し違反是正を促進してまいります。【南消防署査察指導課・警備課】

回答書未提出の防止及び違反是正の促進に関しまして、平成28年6月14日に、「査察執行管理の強化につい

て」の署長通知を発出し、次のように再発防止策を講じ、査察執行管理体制の強化を図り、是正促進に取り組むこととしました。

初めに、回答書未提出の防止につきましては、回答期限を過ぎても回答書が提出されない場合には、提出されるまで電話等により、促進を継続することを再徹底するとともに、査察執行管理表により、対象物を管理権原者ごとに区分し、回答書の提出の有無や未提出に対する促進などの指導状況を査察執行管理者が管理するよう改めました。

次に、違反是正の促進につきましては、毎年6月、9月、12月及び3月を違反是正強化月間と定め、集中的に違反是正の促進に取り組むとともに、査察執行管理表により、査察執行管理者が指導項目ごとに進捗状況を管理し、促進漏れを防止するよう改めました。

なお、査察執行管理表は、北消防署統一のもので、全職員が執行状況を確認できるようにしました。

職員がお互いに執行状況を確認しあうことにより、違反処理に対する共通認識が持てる体制を作り、意識の改革を図りました。

また、毎月6日までに、査察執行管理表により、進捗状況を査察執行管理

者へ報告することとし、進行管理の強化を図りました。

平成28年6月23日、24日及び7月1日には、全職員を対象とした、予防研修を行い、違反是正事務の重要性及び消防OAシステムにおける入力事務の徹底など、職員の意識改革を図ったところですが、今後につきましても研修を継続し、進捗状況の管理を徹底するなど、早期の違反是正に努めてまいります。【北消防署査察指導課・警備課】

回答書未提出の防止及び違反是正の促進に関しましては、平成28年6月10日に、「火災予防査察に係る執行管理等の徹底について」の署長通知を発出し、署員全員が適正な執行管理と早期是正の重要性について理解を深めるとともに共通認識を図りました。

また、毎年9月及び2月を違反是正強化月間と定め、指導事項のある事業所の関係者に対し、電話等により継続して指導することを再徹底するなど、集中的に違反是正の促進に取り組むとともに、平成28年6月10日から査察執行管理者及び副査察執行管理者を中心として、査察執行管理表の二重、三重のチェックを毎月末及び適宜に実施し、月ごとに回答書の報告期限、是正促進状況等を違反是正確認表により

遺漏なく管理し、その状況を査察執行管理者に毎月報告することと改めました。

平成28年7月14日から同年7月25日までに計7回実施しました予防業務研修において、違反是正や継続指導の重要性について周知し、署員の意識の向上を図りました。

今後につきましては、効果的、効率的な予防業務を実践するとともに、違反の早期是正に向け、取り組んでまいります。【津久井消防署査察指導課・警備課】